

衛生管理マニュアル

株式会社 Fantasia

放課後等デイサービス ビーミング

(目的)

このマニュアルは、集団感染や感染症・食中毒などを起こさないよう全てのスタッフが心掛け、衛生管理について適切な行動を行えるためのものである。細菌などが繁殖しやすくなる季節や天候の時には特に配慮が必要。また、衛生面については、スタッフ同士で話し合い、時には保護者とも相談しながら、子どもたちに指導できることを目的とする。

(基本的姿勢)

①室内を清潔に保つ

- ・室内の空気を入れ替え、こまめに掃除やタオル類等を交換し、清潔な環境を保つ。
- ・開所前だけでなく、時には子ども達と一緒に掃除をしながら、気持ちよく生活できる環境を作る。また、害虫対策も季節に合わせて行う。

②支援員自身が手洗いやうがいを行う

- ・風邪や食中毒等の予防として、支援員も手洗いやうがいを必ず行う。特にインフルエンザなど感染性のある病気が流行している時には、手洗いやうがいだけでなく、マスクを着用するほか、ペーパータオルやアルコール消毒の使用等、細心の注意をする。

③爪は短く切り、清潔にする

- ・爪と指の間は洗いにくく、爪が伸びていると清潔を保つことができない。遊びやケンカ等でも爪が伸びていると危険な為、普段から子ども達の爪が伸びていないか観察する。

④感染性の病気に注意しましょう

- ・日頃から室内で子ども同士が密接している環境では、風邪やインフルエンザだけでなく、頭ジラミや水虫等も流行しやすい。
- ・事業所内での感染があった場合は、それ以上拡がらないように室内や遊具等を清潔に保つよう心がけ、子どもの感染に気付いたら迅速に保護者へ伝える。又、感染症に関する知識と対応策も支援員として学んでおくことが必要。

(感染症への対策と発生時の対応)

事業所内や学校あるいは地域で発生している感染症に関する情報を収集し、保護者に提供すると共に、感染症の防止や拡大予防を図れるよう情報交換を行うことも重要である。

なお、下の表に示すような学校での出席停止措置が法で定められている感染症については、その症状が疑われる場合は保護者と連絡を取り合い、関係機関へ連絡する等、対策

を講じる。また、感染が確認されたときは事業所内での感染を防止するため、感染の恐れがなくなるまで利用を停止する。

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱，クリミア， コンゴ出血熱，痘瘡，南米 出血熱，ペスト，マールブ ルグ熱，ラッサ熱，ポリ オ，ジフテリア，重症急性 呼吸器症候群，鳥インフル エンザ(H5N1・H7N9) ※上記の他、新型インフル エンザ等感染症，指定感染 症及び新感染症	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ（鳥 インフルエンザ (H5N1)を除く）	発症した後 5 日を経過 し、かつ解熱後 2 日(幼児 にあっては 3 日)を経過す るまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、 又は 5 日間の適正な抗菌 性物資製剤による治療が終 了するまで
	麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくか ぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺 の腫脹が発現した後 5 日 を経過し、かつ、全身状態 が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化する まで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の 医師において感染のおそ れがないと認めるまで

	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
第三種 感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患)	
	溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	全身状態が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合など

(第三種の感染症について)

学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性がある感染症を規定している。出席停止期間の基準は、症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまでである。

なお、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要があるときに限り、校長学校医の意見を聞き、第三種の感染症の「その他の感染症」として緊急的に措置をとることができる。「その他の感染症」として出席停止の指示をするかどうかは、感染症の種類や各地域、学校における感染症の発生・流行の態様等を考慮の上で判断する必要がある。

- ・すでに通所しているときに体調不良がわかったとき
- ・37.5 以上の発熱があったときや、体調不良が認められるときは保護者に連絡をして、早期の帰宅を促したり、別室で安静にしたりと言った対応を行って、本人の健康を守り、他の子どもとの感染が起こらないようにする。
- ・すでに通所しているときに重篤な体調不良があったとき
- ・緊急時対応マニュアルに沿って、救急医療への連絡や、保護者への連絡を行う。

(マニュアルの閲覧について)

衛生管理のためのマニュアルは、求めに応じていつでも利用者及び家族等が自由に閲覧できるように、当法人のホームページに公表します。

附則

このマニュアルは、令和6年7月1日より施行する。